

一九四五年九月二十四日

帝國政府に對する覺書（終戰連絡中央事務局經由）

日本軍隊より受領し且受領すべき資材、補給品、
裝備品に關する件

(一) 一九四五年九月二日附本司令部一般命令第一號第六項に關し日本政府は要求あり次第米國第六軍、第八軍、第二十四軍團並に米國第五、第七艦隊司令長官に對し總下の武器、彈藥、爆發物、軍裝品、貯藏品及補給品其他總ゆる種類の戦用品並に日本軍隊の作戰に關聯し日本軍隊又は其の如何なる職員に屬し使用せられ又は使用に供せらるる如何なる備品又は其の他の財産の引渡準備を爲すことを希望せらるる「日本軍隊」は總下の日本及日本の支配下にある地上、海上及航空部隊及軍事及準軍事的組織、編制又は部隊並に如何なる場所にあることを問はず國民義勇隊を含む之等の補助部隊を含むものとす

0334

外信三號ノ二

志願兵の数は急激に減少しつづき、
徴兵法をして連年の兵員要求に應じよ
うとする事は危険な

△アシトネスニ處刑される（マカレスト
共同）ルーマニアに於ける銃砲法

頭元首相イオン。アシトネス元
戦手犯罪人として銃殺刑に處せられた
時に處刑された者は元副首相ハイ。ア

トネスニ元内務大臣シリ。元ト
シルヴァニア州知事ゲオルグ。アレクシア
ンの三名である

△カナダスバイ事件判決（オツタワ
共同）元カナダ研究學會技師エドワード

マイスロールは二日、公共機密法違反の
罪により四年の禁錮を宣告された

(二) 占領米國軍諸指揮官は本質的又は排他的に戦用又は好戰的演習に使用せられ平時民間の使用に適せざる總ての裝備品を破壊すべきことを指令せらる

占領軍の作戰上の諸要求が達せられたる後は破損せる戦用品よりの屑鐵をも含め本質的に戦用又は好戰的演習に使用せられざる日本軍隊の裝備及補給品は朝鮮に於けるものを除き日本政府に返還せらるへし

(三) **日本政府内務省**は日本の管理下に返還せらるる資材、補給品及裝備品の受領及處置の公的機關として茲に指定せらる

(四) 右の諸事務の處理の爲日本政府は左記を實行すべきことを希望せらる
(イ) 責任ある日本陸軍及海軍指揮官は所有の總ゆる補給品資材及裝備品の所在目録(一般に物件が占領米國軍に引渡さるへく集積せられあ
る地點と合致す)を用意すへし

(ロ) 日本帝國政府内務省は日本政府に返還せらるへき補給品資材及裝備品受領の爲代表者を米第六軍及第八軍指揮官及第五艦隊司令長官

0336

外信 二號 廿一年三月三日

◎全米黑人委員會 國聯に抗議

ワシントン二日電 ロイター共同 全米黑人委員
 會は二日國際聯合事務總長トログヴエ・ロエ
 氏に對し米國在住の黒人が、政治、經濟、社
 會上差別待遇されてゐる事實の調査方を安全
 保障理事會に上提するやう勸諭書を提出した、
 勸諭書の寫しは別にトルーマン大統領とステ
 ヂニア安全保障理事會米國代表にも送られ
 たが、トルーマン大統領宛の書翰中で黒人委
 員會は次の通り述べてゐる

貴下の政府は國內および對外政策の兩分野
 においてルーズヴェルト政府の民主的施策
 を放棄し、ために黒人の肩に重荷が課せら
 れるに至つてゐる

續く

の許に派遣すへし之等を受領する爲充分なる人員を日本軍隊に依り引渡されたる場所に於て準備すへし

い) 日本帝國政府内務省は受領せる物品の全部に關する記録を保存し總ての補給品、資材及裝備品の最後の消費者をも分明ならしむる如く其の處置を明かにすへし

右記録は聯合軍最高司令官、米占領軍指揮官若は權限ある代表の要求次第之に提供すへし

(五) 貴政府に返還せらるべき補給品、資材及裝備品は民間救濟の爲のもの

にして民間人の爲に食糧、衣料及住居 (Shelter) 用の必須物資を

供給する限度に於て日本民間經濟の復興の爲に充當せらるべきものなり

右補給品資材及裝備品の紋上以外の目的の爲の使用は明白に禁止せらる

最高司令官代理副官部高級副官補

「ハロルト、フミア」中佐

共同 副會六號 二十一年六月三日

◎檢事側、辯護人側双方の申立を審理
 ↓再開された国際法廷 ↓

極東國際軍事裁判は去月十八日以來休廷中であつたが三日午前九時半大川、松岡兩被告を除く東條元大將以下二十六名の被告が出廷して開廷された、まオコールマン首席辯護人から最近到着した各被告の米側辯護人の紹介の後、ウエツプ裁判長から起訴狀の誤謬訂正について報告、ついで病氣入院中の松岡洋右氏の取扱ひについて辯護人側より「松岡氏の病氣が恢復して出廷出来る時まで審理を延期された」と學講し、これにたいしキートン首席檢事は

檢事側としては松岡氏がどこに居ても差支はない、松岡氏の場合にたいする取扱ひは本裁判所條例に明かなくともある、松岡氏が出廷しなくても審理を續ける

と述べさらに同様の申立てが大川周明氏についても行はれ

續く、キ

大阪地方復員局事務部長殿

二二八號

昭和二十一年六月五日

第二復員大臣官房需品部長

長官

總務部長

横、吳、佐
舞、大、湊
各地方復員局需品部長殿

需品部



あし

乾燥味噌及乾燥醬油拂下に關する件通牒

昭和二十一年一月九日附二復總務局第七號に依り取得せる乾燥味噌及乾

燥醬油は別紙第一頁第六四九號に依り別表の通讓渡方取計はれ度

追而 一 拂下は無償とすること

二 各需品部倉庫渡とするも現下の食糧並に輸送事情に鑑み需

品部より發送に關しては強力に支接せられ度

三 引揚接護局用の分は統制會社に連絡の上直接荷届に荷渡差

支無きも拂下先は統制會社とす

ちがひ



あし

あし

0340

四 本通牒外に各部に於て別個に拂下を爲さざること

(別紙一括添)

寫送付先

各地	方復員局	總務部	長
大阪	地方復員局	需品部	長
農林	省食品局		長
引揚	援護院		長
全國	味噌統制株式會社		社長
全國	醬油統制株式會社		社長

(終)

0341

一一食局第六四九號

昭和二十一年五月二十六日

農林省食品局長

第二復員大臣官房需品部長 殿

特殊糧食譲渡に關する件

昭和二十一年五月二十三日附一復縁務局第四九九號にて申越あつた標記の件に付いては左記の通り決定しましたから御了知下されたい

追而引揚接護院及び全國味噌統制株式會社、全國醬油統制株式會社、關係官貴省と打合せさせるべきに付御含下されたい

記

- 一一 引揚接護院 粉噌二六〇屯
- 一一 全國味噌統制株式會社 粉醬油一〇〇屯
- 一一 全國醬油統制株式會社 粉味噌五〇〇屯
- 一一 全國醬油統制株式會社 粉醬油二〇〇屯

0342

乾燥味噌拂下表

(單位 石)

考 備	計	拂 下 量																計	各 需 品 部 割 當										
		京 都	茨 城	山 梨	鹿 兒 島	長 崎	佐 賀	福 岡	高 知	徳 島	山 口	廣 島	兵 庫	和 歌 山	愛 知	大 阪	静 岡		神 奈 川	東 京	先下拂	用 途	横 須 賀	吳	佐 世 保 舞 鶴	大 湊	計		
一 拂下先は都府縣味噌醬油統制株式會社とす 二 厚生省用とあるは各府縣所在引揚援護費用とす	2000		20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	
	2600				20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	
	7600		20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	
	1650																												
	20																												
	20																												
	20																												
	20																												

(終)

別表第二

乾燥樹油拂下表

(単位 延)

備考	計	鹿兒島	長崎	福岡	青森	山口	廣島	福井	京都	和歌山	愛知	神奈川	拂下先		計	横須賀	吳	佐世保	舞鶴	大養	計
													一般用	厚生省用							
一 拂下先は各府縣味噌醬油統制會社とす 二 厚生省用とあるは各府縣所在引揚撥戻用とす	2000	8	20	15	22	11	68	100	2	6	14	36	18	18	36	132	92	0	54	22	2000

(終)

大阪地方復興局事務

二復總務局第五六四號

昭和二十一年六月十二日

各地方復興局長官 殿

第二復員省總務局長

長官

總務部長

總務部員

庶務課長

課附

特殊物件處理狀況の件通知

首題の件に關して別紙内務省發調第八二七號の通り通知があつたので、考の爲御知らせする

(別

紙

添)

(終)

復興總局
21.6.15
接受

0345

外信三十九號ノ九

余は、ペリ外相會議に、ドナウ河その他各
 河川の通航と航行の自由を復活し、關係諸
 國の通商權を保護するとともに、門戶開放
 の原則のもとにソ聯も適當に参加して感
 の取らぬを再確立する必要を主張した。ソ
 聯はしきりにこの問題については他のバル
 カン諸國と協議しなればならぬといつ
 てゐるが、これはバルカンの問題が、ドナウ
 河諸國およびソ聯だけの關心事であるべき
 だといふことを意味するものであらうか、
 余は彼等がかかるひとり占めの考へ方を固
 持しやうと欲してゐるとは信じられなかつた。
 この地域において、きつめて排他的な政策の
 兆があることは認めなければならぬ。

續く

ウ

内務省發調第八二七號

昭和二十一年六月五日

特殊物件處理委員會

各委員

殿

内務省調查部長

特殊物件處理狀況報告の件

標記の件四月三十日現在に依る調査の結果を御知らせする

0347

日會口説ノ二

淺草公園約三十名、新橋、麻田方面約五十名で終戦後これらは急激に増那。現在では上野區附近だけでも約六百名を數へ犯罪の根柢を化してゐる

一 浮浪者の原因 上野區を中心にして浮浪者へ墜落した原因を見るに戦災によるものが大多數で男三三五名、女三四名、突病によるもの男二五名、女七名、復員後就職できないもの二六名、その他貧困、家庭不和、失職などである

一 浮浪者の生活状況 (イ) 食生活、戦前の浮浪者は戸毎に物乞ひし、冬は火鉢を御つて歩き廻つたものだが昨今は東北、北陸方面から上京するものか家族へ食糧を供給するため必ず食物を持つてゐる關係上上野、神田などの賑に朝集し汽車操の殘飯を施されて生活するものが多い、その他露店、料理屋、飲食店などで掃除の手筈は整劃、水汲みなどを行つてその都度糞尿を運ばれてゐる者も相當多い

特殊物件中主要品目處理狀況調（第一表）

一九四四年六月三〇現在

食糧		品目	單位	聯合軍ヨリ返還ヲ受ケタ數量	配給機關ニ引渡シタ數量
1	米		斗	五八、九一八、五二三	五六、九〇四、二八八
2	麥		斗	四七、〇一六、二二五	三九、七七四、一七五
3	雜穀		斗	一二、二、九四、五〇六、五	一一、二、二一、六六、四六
4	砂糖		斗	九、九、九、九、一、三〇	九、九、三、七、三、七、二
5	鹽		斗	五、二、〇、二、〇、七、三	五、一、四、三、二、一、二

0349

附三三ノ二

定められた人数が違著して解職対象が市町村
 まであれば府縣廳に知事、都は官なら内務省
 に「退政要求書」を出せば監査委員の審判を
 經て目的が貫徹されるといふもの

例へば東京都は官制某は何々により比喩に
 副はずと決議が成立したとするとも、権部民
 五分の一以上、つまり八十萬選民の連署連
 判をもつて無議申立可能となるわけだが、
 いづれは「都民官不信任」の方けどうかこれに
 「御署名」と通行人に呼びかける河頭風流も
 みられやう

この制度がはじめて取上げられたのは一八五
 二年のスイスだがアメリカが一八九二、二
 イツは一九一九年それぞれ國民投票の一種
 として採用されて來たが事實上では他に採用
 された程度で今回の選挙が全面的に採用さ
 れることとも考えればまさに世界で最も進歩的
 かつ民主的とばかり立挙に當つた内務省でも
 自慢してゐる

石油類及燃料							
品目	単位	聯合五ヨリ返還ヲ受ケタ数量	配給機關ニ引渡シタ数量				
1 揮發油	斗	六一、二二四	五四、五八六				
2 灯油	斗	九二、一九	五四、六六				
3 輕油	斗	一、六〇二	一、一六三				
4 重油	斗	二八、四一五	二六、三二二				
5 其ノ他ノ石油類	斗	三〇、一五五	二三、四七一				
6 アルコール	斗	六一、九七	三、四〇五				
7 石炭	噸	一、〇九三、三五七	九〇、九〇二				
8 コークス	斗	七三、五六二	六三、五八六				

0351

◎農村電化へ簡便な新方法

I 大地利用低圧配電の試みI

（松江）中國配電島根支店では農村電化の資材難緩和の新手として大地利用低圧配電を探用することになつた。従來高壓配電は大地利用が試みられた例があつたが、低圧配電では新法を試みでこのほど八束郡片江村で二馬力電動機で二百米距離の配線に利用したところ三線使用の普通配電とをなら変らぬ電力をあげることに判つた。その方法は普通動力配線に三線配線するのを一線節約して兩端にトース線を突込ただけで送電するもので、電力は三百ボルト以下大地を流すものは五アンペア以下二、六ミリ以上のゴム絶縁接線線がラハイト板または銅コイルを二箇以上地盤として一、五米以上埋設し大地抵抗を十オーム以下とするが

續テ

		原 素 材	
品 目	単 位	聯合軍ヨリ返還ヲ受ケタ數量	配給機關ニ引渡シタ數量
1 銑 鐵	枚	四一、六七九、一九三	一五、一七四、三五〇
2 普 通 銅	〃	六九七、六七九、七九九	一三六、六二四、七〇八
3 稀 殊 銅	〃	七、八六二、一〇九一	七〇、一四三、三七〇
4 釘	〃	五、六七四、八一、一〇	五、五四三、五四、五八
5 針 金	〃	一、八〇八、二、四二	一、四九八、二、六五
6 鐵 線	〃	八、六三一、二、六六	五、三四一、〇九九
7 ワイヤロープ	〃	三、九〇六、〇九三	二、〇五三、二、二七
8 銅 地 金	〃	九、八一、八、五、四	九、五七六、七七五

0353

社会三編八四

非戦災兒童は二十七名中の六名だがその作文には一幾は中學校大學でゆとりつはな科學者に
なりたい」「父母の故へをよく聞いてえらい
人にならなす」などと言まやと固ら決りのな
い抽象的を幼い夢を託してゐるのに反して幾
災兒童は「幾は連軍のシールにのたいたいか
ら卒業したる自國事を愛せなす。またある或
災兒童は「國争の害の」をなつたら上手
になつたら母もん、誰めら知らんか」
まゝなつたら、心無になつてお寺を儲りま
す」「歸郷の野次郎上手にならました。來
年はもじりもつとなくもん作ります。こい
やうな世より現世の生活の中からなじみ
てたらしきりした目的を見せてゐる

續く
お

17	16	15	14	13	12	11	10	9
紙	木 材	皮 革 類	ゴ ム 類	綿 糸	羊 毛	電 線	伸 銅 品	銅 合 金
尺	石	"	應	"	"	"	"	"
四三、一二三、〇〇八	五二、〇四五、二〇五	二八、八六七	八四、七六	三五、八八一、五	二、九四三、五六〇	一三、六八八、五九二	一五、〇二八、二一五	八三、〇四七、〇九八
一三、三一〇、五五〇	一二、五九五、五三四	一	三四、一五	二、九六〇、七三五	二、三六九、五〇四	一〇、一〇七、七六三	一二、九七七、七四〇、三	八一、八四九、二六五

0355

特殊物件中主要品目處理狀況圖(爲上表)

一九四六四三〇現在

被 服 類

品 目	單 位	聯合軍ヨリ返還ヲ受ケタ數量	配給機關ニ引渡シタ數量
1 略 帽	點	四〇八六一四〇	三〇五六三六九
2 冬 衣	"	三、三二五、五九八	二、八三一、五四三
3 冬 袴	"	四一〇四九一八	三、二〇六、六三三
4 冬 襦 袢	"	四八一、二八六五	四〇〇、五二四〇
5 冬 袴 下	"	四六五〇、八四六	三、九四、五六〇一
6 夏 衣	"	二、三〇九、一三八	二、二九〇、四〇八
7 夏 袴	"	三、一一六、三四二	二、三六三、二一八
8 夏 襦 袢	"	七〇八、五三七五	五、七六九、七三三

0357

17	16	15	14	13	12	11	0	9
蚊	地	編	毛	手	靴	雨	外	夏
帳	下	上	布	袋	下	外	套	袴
帳	足	靴	敷	双	足	套	套	下
		足						
八五六二六四	三、七六四、五、八	三、八八、二、四、六	六、五、八、三、五、七、〇	五、七、三、七、三、〇、三	二〇、二、五、六、九、一、五	一、一、五、九、四、七、七	一、〇、七、三、三、八、八	五、八、七、〇、六、八、四
六一九四一八	三、六、三、四、四、四、四	三、一、八、一、九、四、〇	五、七、三、三、一、七、三	五、五、五、〇、九、〇、五	一、五、六、八、三、九、七、三	八、三、七、九、四、九	八、一、四、二、〇、四	四、八、六、七、九、四、一

7

0359

共同 訓會十三號 廿一年六月十日

○十餘町歩を小作人に開放

(浦和)村氏が雜穀を喰べながら去る三月末
 までにいも早く供米を完納し、埼玉縣南埼玉
 郡日勝村の邊業會長龜谷誠一氏は道下の食糧
 事情より自作多創設の急務を痛感そのほどに
 在所有者の十餘町歩を全部無償で永代小作を
 けてまた齋藤さん他二十餘名に最高八歩歩
 最低一歩歩五畝を開放したので小作人一同は
 非常に感激し、麥の供出も100%完納しようと思
 下取り入れに大意をなつてゐる

後一三五

了

5	4	3	2	1	品目	車 輛 及 船 隻
其ノ他ノ船舶	機 航 船	汽 船	ト ラ ッ ク	乗 用 車	品 目	
〃	〃	隻	〃	臺	單位	
					聯合車ヨリ返還ヲ受ケタ數量	
五三九一	三四二	一六七	一六〇七六	二六五五		
					配給機關ニ引渡シタ數量	
一、八〇四	三〇	六一	一、三〇二四	一、八九二		

0361

國會七號ノ三

この「山羊座」は古來觀智と熟慮深考の象
徴とされ、新月の再興、直視力と剛情を、
金澤の無邪氣、協調、神秘、慈愛を、また
土星の正徳、忍耐、沈着をそしめる意味を
てのることあり考へても明仁皇太子陛下が
七千五百万の日本人にとつてよき道徳的指
導者としての資格をもたれてゐるわけだ

羊座ノ事
了ス

特殊物件中主要品目處理狀況調（第三表）

一九四六四三〇現在

3	2	1	品目	單位	聯合軍ヨリ返還ヲ受ケタ數量	配給機關ニ引渡シタ數量
同 （非鐵金屬） 右	（鐵 銅） 解体兵器	醫藥品		圓	一三七一八三八九八	三九一六七一七七
				聯	三五三二七〇	
					五五九一〇	

其 他

9

0363

社會七誌ノ四

學生阿部慶若

教育部長の改革はどうか

植原 隆雄

世界和平和愛護者として通用する人間を教
育するやうな制度を改める

實証主義と下級教育

大國の通商旅行は止めるべきだ

植原 隆雄

御意見御もつともである

一覽表

社内報の仕事は食糧問題の解決でめると思
ふが本報さんはどんな方法が良いと考へるか

木村 元

食糧を公平に配給することであるが食糧は人
々の選んだ政府でのれば少し位苦しくとも
我慢は出来ます

失業工賃山口 瑞若

社内報ほどの位の壽命があるか

海陸中三要素目録状況調（第四表） 一九四六年三月三〇現在

施 設		土 地	
1.	品 目 単 位	1	品 目 単 位
施 設 箇 處	聯合軍ヨリ返還ヲ受ケタ數量	土 地 町	聯合軍ヨリ返還ヲ受ケタ數量
六一四	配給機關ニ引渡シタ數量	二三八七八七	配給機關ニ引渡シタ數量
四五		二五八〇八	

10

0365

共同 外信四十三號 廿一年六月四日

○ 劈頭陳述とは

東京裁判は日英キーンナン検事の劈頭陳述によつて本格的審理に移つた。劈頭陳述とは不英法の裁判手續の一つであるが日本の裁判で始めに検事が公訴事實を陳述するのは少し趣が違ふ。といふのは今度の裁判は検事側から起訴状が提出され二十八名の被告にも同時に手送され法廷でも同様朗讀された。これにたいし各被告とも「無罪」を主張し、検事側はさらに被告は「有罪」であるとの事實を總括的に主張し公訴事實に関する陳述をする。これが劈頭陳述なのである。またこの検事の劈頭陳述にたいし辯護側から辯護のための劈頭陳述もまた認められてゐるがともかくこのキーンナン検事の劈頭陳述によつて東京裁判は本格的に軌道にのつた譯である。

後一〇

了ケ

0366

備考

一、「聯合軍ヨリ返還ヲ受ケン數量」とは聯合軍から返還目錄に基いて正式に返還せられた數量。終戦時軍放出物件にして聯合軍より摘發せられ返還を受けた數量及び終戦時九月二日迄の間に於ける軍放出物件にして政府に於て回收した數量の總計である。

二、醫藥品は二月末現在に於て、小賣價格をもつて表示した。尙茨城、千葉、東京、新潟、山梨、京都、大阪、岡山、熊本、大分、宮崎、鹿兒島の一都二府九縣は報告未着の爲に除外されて居る。

三、原素材「聯合軍ヨリ返還ヲ受ケン數量」は聯合軍よりの返還リスト所載の數字の蒐計にして、現物を檢收した結果の數量ではない。

四、被服類「末端消費者ノ手ニ渡リタル數量」は、聯合國軍最高司令部の命令によつて備蓄中の被服をも言めたものである。

五、自動車、船舶の末端消費者の手に渡つた數が少いのは、破損したものが多きことによる。

の埼玉の開墾進捗

(浦和)食糧難打脱のため軍用地開墾は復員者、敗災者などの農集區共同作業によつて進捗ぶりを示してゐるが五月末までの入植者は五百八十八戸二千二百六十三名に達し、これらの人々の努力により朝霞の八十八町歩開墾完了をはじめ秋山八十町歩、朝ヶ谷四十七町歩など約五百二町歩の畑が開墾されうち三百余町歩には目下麥、粍類、陸稻などが植へられ收穫を待つばかりとなつてゐる、また坂戸町の百六十町歩の開墾は六月末までかゝる見込みであるが縣當局では豫定面積八百六十八町歩を遅くも九月末までに完了する上り極力入植者の斡旋に努めてゐる

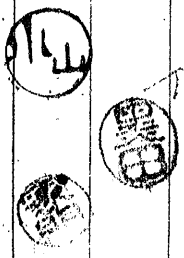
後一四五

了ウ

阪警 第 號

海 軍

管業部
需品部長



別紙
二機銃之才一師の一六六隊に保身換をする
特殊物件の經理措置に關する件の取纏の主務
を經理部長に指定せられた。

(印)

宛
經理部長

文書
日附 昭和五年六月十八日 發

總務部長

司令長官

總務部長

總務部長

庶務課長

主務 六月十八日起案

査閱 淨書 校合 月 日發付

西大38 案納

0369

大阪地方復興局長官殿
二復員第一号の二六

昭和二十一年六月十日

第二復員省総務局長

長官

総務部長

庶務課長

庶務課長

課附

各地方復興局長官殿

官廳保管換をする特殊物件の經理措置に関する件

首題の件に關し別紙計發第一四八號の通り通牒があったが同通牒
に於ては、特殊物件の取得及使
用に關し、毎月取纏の別紙様式による報告書四通を翌月十五日まで

第二復員省經理局（主計課）に送付されたい

別紙第一號の「直接官廳で使用するため」とは直接使用する

場合のみならず工事又は物品の製造用として當該請負者に
交付する等の場合を含む腐義のものである

本文所定の毎月報告は六月分以降につき行以本年五月以前
分については三月以前と四五月に區分しなるべく速に送付されたい

一通渡す

0370

寫送付先

大藏省主計局長、内務省調査部長、海運総局長官、
仙台、東京、大阪、京都、廣島、熊本、各財力局長
青森、神奈川、京都、廣島、長崎、石川、福井、兵庫、大分各縣知事
東北、關東、近畿、中國、九州、各海運局長、神戶海運管理部長
大湊、横須賀、舞鶴、吳、佐世保、各海運支局長

(終)

0371

別紙様式

昭和

年

月

日

第二復員省宛

地方復員局

艦艇器材造修用資材(部品)取纏(使用)報告

品名	編号	数量	単價	代價	取に要した	記	事
合計					以上引取に要した運搬費又は何れ		
差引							

備考 一 艦艇造修用資材と部品用資材とは各々別紙とすること
 二 引取経費が特定の物に特に関連したものは当該物品の該當欄に
 其の金額を記入すること

0372

一纏めにして費用が掛ったものは一括して記入すること
三故品、損耗品、過格外品の場合は記事欄にその旨記入すること
四使用報告に於ては復員局直接使用、復員局契約の工事又は物品の製造用として当該請負者に交付、中央契約の工事又は物品の製造用として中央の指示による当該請負者に交付等の区分に従い夫々○、△、※印を品名又は数量欄に記入すること

0373

計發第一四八號

昭和二十二年五月二十三日

⑧

大藏省主計局長 野田 卯一
内務省調査部長 青木 秀夫

殿

官廳に保管換をする特殊物件の經理措置に関する件

標記の件に關しては凡記によつて處理することになりましたから篤と御了承の上御實行相成りたい。命によつて通牒する。

記

一、特殊物件を直接官廳で使用するため、これに保管換を行ふ場合は、その經費所屬が一般會計のときは無償、特別會計のときは原則として有償とする。

二、無償保管換の場合は特殊物件を取得する官廳（以下引受官廳と稱する）は、その年度の豫算についてその物件を購入するのに必要な金額に相當する額を不用額として處理すること。此の場合その豫算が繼續費

0374

であるときはその物件の購入に関する経費を計上してある年度の豫算に
ついて、左の處理を行ふこと
前項の場合の特殊物件の價格については、第三節第一項に準じて定めると
第一項の不用額の計算については、特殊物件の價格からその引取に要す
る費用、修繕に要する費用、其他必要已むを得ない費用を差引く
ことを得ること。

不用額を決定したときはその金額と計算を明した計算書とを特殊
物件の引渡した官廳（以下引渡官廳と稱する）を経て大藏省主計局
及び内務省調査部に通知すること

三、有償保管換の場合の特殊物件の價格は、受渡の際における公定價格
公定價格のないものは公定價格を參考として定め、時價を基準として
定めること、但し故品、損耗品及び適格外品についてはその程度に應じた
減額を行ひ得ること、又その物件の引取等に特別の運賃等を要するときは
その費用を控除し得ること。

引渡官廳は前項によつて保管換の價格を決定して、その旨を引受官廳及
内務省調査部に通知し更に引受官廳に納入告知書を發すること。
引渡官廳は左の納入の告知に基いて、歳入に納付の手續をすること。

第一項の保管換價格の決定、特に時價減價引取に要する運賃等の計算
に關しては要すれば引渡官廳に關係者を以つて打合會等を設ける等適
正に實施すること。

四、原素材關係特殊物件の経費措置については、別に定めるところによること
は、特殊物件は昭和二十一年勅令第六百三十三號第三項によつて、地方
公共團體が貸與を受け使用する場合に格別、これを地方公共團體に
附下げる場合は、総て有償とすべきものであることを念のため申添へる。

寫

後鳥羽長政 (孝宗、夕十)

昭和二十一年七月一日

北區... 日本...

藤林

居佐原次

大政財勢局長殿

特種物件拂下請求書

和衣... 記特種物件拂下請求書

云々... 記特種物件拂下請求書

尚別院... 記特種物件拂下請求書

記

名

日

月

日

年

0377

					合	合	合	古久舎建物及附屬者
					右	右	右	
					一〇〇	二〇	一二〇	七〇
					〃	〃	〃	坪
					社員合商所建築用	自動車庫建築用	物倉倉庫建築用	事務所建築用

(半紙十行)

0378

役員名表

昭和二十一年七月一日



大阪府北區芝田町拾肆番
日本土木建設株式會社

局長

大阪府知事殿

特殊物件持下請求書



平和産業興業用として、記特殊物件持下請求書に對し持下変更成段

及持下後係持下御座候以上、可御座候為賜度

尚別紙場社役員者一通御座候之様付致候

記

品名
員數
備考

0379

事務用机	合 椅子	書類戸棚	全 俵	應接用テーブル	同 椅子	邦文タイプライナー	英文タイプライナー	卓上電卓機	壁掛電卓機
二	二	五	二	二	八	一	一	六	三
脚	脚	箱	脚	脚	台	台	台	台	台

(半紙十行)

0380

大型トラツク	トラス系(空系)	墨 (中古)	更布	履具(敷及掛)	炊事用具	電燈線及附属品	電燈器具及電球	電線線及附属品	電話交換台
二	一〇〇	一〇〇	一〇〇	各五〇	五〇	一〇〇	五〇	五〇〇	一
台	系	〃	〃	枚	人分	尺	燈	尺	台
	液体材料貯蔵用	〃	〃	〃	社員合宿所用				

0381

局長

兵庫物産第六七二號

昭和二十一年七月十一日

兵庫縣經濟部長

總務部長

總務部員

大坂地方復興局

總務部長 殿

庶務課長

課附

需品部長

需品部員

軍反還物資束 家具什器類
拂下結果報告の件

稟に貴局に対し拂下げたる標記物件につき結果報告書を七月十五日迄に必着を期し提出された旨十日附通牒致したるが、尚之につき價格査定の必要があるので再度別紙様式により報告書を作成の上至急提出された。

217.13

0383

(様式)

家具什器類拂下結果報告書

品目	種別	数量	寸法	別添業者 最高販売価格	組合 最高販売価格
(記載例) 机	脇机(袖斗班)	五脚	一 三尺		
(又欄ハ記入ノ 必要ナシ)			二 四又		
			一 尺四五寸		
			X		
					X

特殊物件引取結果右の通り報告致します。

昭和二十一年 月 日

引取人

住所
氏名

EP

庫縣軍需返還物資處理事務局下長殿

0384



陸軍省
第七七七番
七月十日

及寝具類
押下結果報告書

七月十八日
陸軍省
第七七七番
伊東部

品目	種別	数量	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考
蒸気	釜	鑄鉄製大型	四	六斗炊飯用					
金	小型	壹	二斗炊飯用						
蒸気	釜	鑄鉄製大型	四	六斗炊飯用					
金	小型	壹	二斗炊飯用						
蒸気	釜	鑄鉄製大型	四	六斗炊飯用					
金	小型	壹	二斗炊飯用						

特殊物件引取結果右の通り報告致し
昭和三年五月六日

司取
方高市車道北橋三月一九
方高地方衛生局 神谷部長

方高地方衛生局 理事部長

海軍

0385

至急

阪警 第七〇〇號

査閱 淨書 校合 7月13日發付	司令長官 警務長 主務 7月13日起案	宛 兵部警備部通達物 文書 昭和2年7月18日發 記 務 部	七月十日兵部物迎 其 氣 全 大 型 外 三 件 別 地 の 通 報 告 書 送 付 有 り 新 報 告 書 送 付	陸 軍 部 長 官 官 署 陸 軍 部 長 官 官 署 陸 軍 部 長 官 官 署
---------------------------	------------------------------	---	---	---

海軍

西大38 案納

0386

寫 控

特殊物件引取結果報告書		西宮市役所		西宮警察署	
大塚町後方局補給部 復員事務局 松本章七		西宮市役所		西宮警察署	
引取人	西宮市役所	引取人	西宮警察署	特殊物件引取結果左記之通及報告候	摘要備考
物件名	燕気釜大	数量	四	無保管場所	保管場所
同小	同小	リスト外	壹	園方復員局	西宮市役所
葉蒲団	葉蒲団	物件ナシ	参。	大塚町後方局	補給部
カホツク蒲団	カホツク蒲団	港島。	全	西宮市役所	復員事務局

一、燕気釜小型本個とあり七引取数
 二、西宮市役所
 三、西宮市役所
 四、西宮市役所
 五、西宮市役所

0387

兵庫物産第九四號

昭和二十一年七月十日

局長

兵庫縣經濟部 兵庫縣經濟部 兵庫縣軍需返還物資處理事務局長

總務部長

地方復員局

總務部長

總務部

部長

結不報告書督促へ件

庶務課長

課

附

記様式

需品部長

報告

需品部長

報告

数量

一三〇〇 三〇〇 三〇〇 三〇〇
枚、個、個、個

物件所在場所

関西學院内

葉蒔園 同 葉蒔園 同 葉蒔園 同 葉蒔園 同

21.7.12

0388

阪復總第七七三號

七月十三日

七月十八日送付

大阪地方復興事務部長

（阪復總第七六〇號關聯）（兵軍物處第六七二號關聯）

烹炊器具及寢具類拂下結果報告書

品目	種別	數量	間口 ^寸 興行 ^法	製造業者 最高販賣價格	組合又ハ 最高販賣價格
蒸氣釜	鑄鐵製大型	四	六斗炊飯用		
同	同 小型	壹	二斗炊飯用		
菓蒲團	寢臺用蒲團	參〇〇			
カボツ夕蒲團	參酌床用蒲團	壹〇〇			

特殊物件引取結果右の通り報告致します

昭和二十一年五月六日

引取人

大阪市東區北濱二丁目一
大阪地方復興局補給部長

兵庫縣軍需返還物資處理事務局長殿



0389

長官

敗復總第三五五號

昭和三十二年三月十日

大阪地方復元局

事務局長

兵庫県知事殿

登國 海書 校合 發行

文西宮坂等航空隊所有物件返還一件申請書

当局管下、上陸地連絡所(田辺、由良、大阪)目下急速整備中、此

文西宮坂等航空隊所有、丸記物件、右欄備上他ヨリ急遽入手

困難ノモノ、予所望中、モノ有之、ハ、就テ、此ノ際、呈出共、之カ充テ

用トシテ返還方取計ヲ得度

通テ神戸、上陸地連絡所、返還事、之、世、大、海、軍、中、隊、に

記

品名	数量	取附陸地	記事
蒸気釜	大型一七	元級空隊炊室所(南西)	

右ノモノ、三月十日、西日、返還入

海軍(出)入

0390

被服簿司	長卓子	葛 布国	右國野蒸気難
三個	三十個	百〇枚	一式
	地下室務係中女一	國西学院予科	
			葛 布国 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十

高 達 信 之

西 京 大 学 学 務 長

大 阪 大 学 学 務 長

国 西 学 院 总 長

(43)

0391

阪復總第三五五號

昭和二十一年三月十六日

大阪地方復員局總務部長

兵庫縣知事殿

元西宮海軍航空隊所有物件返還ノ件照會

當局管下ノ上陸地連絡所（田邊、由良、大阪）ヲ目下急速整備中ナル處
元西宮海軍航空隊所有ノ左記物件ハ右整備上他ヨリ急速入手困難ノモノ
ニシテ所望中ノモノニ有之候ニ就テハ此ノ際是非共之ガ充當用トシテ返
還方御取計ヲ得度

追而神戸ニハ上陸地連絡所設置豫定無キニツキ念ノ爲申添候

記

(不二納)

海軍

0392

品名	數量	現所	地	記
蒸氣釜	大型 七 小型 一	元航空隊炊所裝備 モノ(關西學院)		
右關聯蒸氣管類	一式			
藥布	約一〇〇〇枚	關西學院煉種地下室格 納中ノモノ		藥布團ノ一部ハ外地引揚輸送 機關ニモ供給豫定
藥卓	約十個			
藥櫃	三個			

寫送付先 西宮警察署長

大阪地方復員局需品部長

關西學院總長

〔終〕

(不二納)

海軍

0393